

# 島根県幸

平成28年3月11日(金) 号外 第 3 1 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

## 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数

2

## 【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

2 (警察本部)

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一 ( " )

部を改正する規則

# 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成28年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,488
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 162,393
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	55, 290
浜田選挙区	15, 692
出雲選挙区	46, 598
益田選挙区	13, 385
大田選挙区	10, 254
安来選挙区	11, 154
江津選挙区	6, 862
雲南・飯石選挙区	12, 766
仁多選挙区	3, 843
邑智選挙区	5, 666
鹿足選挙区	4, 110
隠岐選挙区	5,836

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 162、393

# 公安委員会規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

#### 島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第7号中「サイバー犯罪対策室」を「サイバー対策室」に改める。

第17条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「サイバー犯罪対策室」を「サイバー対策室」に改め、同項第2号中「前号に掲げるもののほか、サイバー犯罪対策」を「サイバーセキュリティ戦略に関する企画及び総合調整」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) サイバー犯罪の取締り及び予防に関すること。

第18条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「捜査指導・支援室」を「捜査技術の研究及び指導」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「告訴・告発対応室」を「刑事資料の調査、収集及び管理」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第10号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (7) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- (8) 告訴及び告発に関する管理、調整、指導及び教養に関すること。
- (9) 捜査支援分析室に関すること。

第21条第6号中「犯罪のグローバル化対策室」を「国際犯罪に関する指導及び調整」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を削り、第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (2) 組織犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

第21条に次の4号を加える。

- (8) 国際犯罪に関する関係機関との連携及び国際共助に関すること。
- (9) 国際犯罪に関する情報収集及び分析に関すること。
- (10) 通訳官等の運用に関すること。
- (11) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第23条の2を次のように改める。

(捜査支援分析室)

第23条の2 刑事企画課に、捜査支援分析室を附置する。

- 2 捜査支援分析室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 犯罪捜査に必要な情報の分析、調査及び総合調整に関すること。
  - (2) 犯罪統計に関すること。
  - (3) 犯罪手口に関すること。
  - (4) 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。
  - (5) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。

第24条の3を削る。

第36条の3第2項中「第5条第2項第4号」を「第5条第4項第4号」に改める。

第51条の見出しを「(サイバー対策室長)」に改め、同条第1項及び第3項中「サイバー犯罪対策室」を「サイバー対策室」に改める。

第51条の3の見出しを「(捜査支援分析室長)」に改め、同条第1項及び第3項中「捜査指導・支援室」を「捜査支援 分析室」に改める。 第51条の4及び第53条の3を削る。

#### 附則

この規則は、平成28年3月28日から施行する。ただし、第36条の3第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月11日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

## 島根県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(平成17年島根県公安委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署古志原交番の項位置の欄中「松江市古志原五丁目」を「松江市古志原三丁目」に改める。 本則の表大田警察署馬路駐在所の項を削る。

本則の表大田警察署仁万駐在所の項を次のように改める。

大田警察署仁摩駐在所	大田市仁摩町仁万	大田市仁摩町
------------	----------	--------

本則の表大田警察署宅野駐在所の項を削る。

## 附則

この規則は、平成28年3月28日から施行する。